

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令案等に対する意見募集

消防庁は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令案等を取りまとめました。つきましては、これらの案について、平成19年7月20日から同年8月20日までの間、意見を募集します。

1 背景

セルフスタンド等における給油時の静電気火災等を防止するため、給油ノズルの技術基準を改めるとともに、甲種危険物取扱者試験の受験資格について、近年の専修学校教育の高度化を踏まえ、一定の専門学校の卒業者等を対象に追加する等、所要の見直しを行うものです。

2 意見募集対象及び意見公募要領

- 意見募集対象：[①危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）新旧対照表](#)
：[②危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（案）新旧対照表](#)
：[③化学に関する学科又は課程を修めて卒業した者等が甲種危険物取扱者試験の受験資格を有する学校を定める件の一部を改正する件（案）新旧対照表](#)

詳細については、別紙の[意見募集要領](#)をご覧ください。

3 意見募集の期限

平成19年8月20日（月）（必着）（郵便についても、募集期間内の必着とします。）

4 今後の予定

皆様からお寄せいただいた御意見を踏まえ、速やかに公布・施行する予定です。

（連絡先）

総務省消防庁危険物保安室

担当：平野課長補佐、中尾事務官

TEL：03-5253-7524（直通）

FAX：03-5253-7534

Mail：m.nakao@soumu.go.jp

危険物の規制に関する規則等の一部改正案について

平成19年7月

消 防 庁

1. 趣 旨

セルフスタンド等における給油時の静電気火災等を防止するため、給油ノズルの技術基準を改めるとともに、甲種危険物取扱者試験の受験資格について、近年の専修学校教育の高度化を踏まえ、一定の専門学校の卒業者等を対象に追加する等、所要の見直しを行うもの。

2. 改正案の概要

(1) セルフスタンドの安全対策

セルフスタンドにおける静電気火災を防止するため、引火点が40度未満の危険物を取り扱う給油ノズルについて、給油時に人体に蓄積された静電気を有効に除去することができる構造とすることを義務付けるとともに、セルフスタンドにおける吹きこぼれ事故時の被害を極小化するため、危険物が吹きこぼれた場合において顧客に危険物が飛散しないための措置を講ずることを義務付ける。（規則 § 28の2の5 関係）

(2) 甲種危険物取扱者試験の受験資格の見直し

近年の専修学校教育の高度化等や関係者の要望を踏まえ、一定の要件を満たす専門学校の卒業者・単位取得者、4種類以上の乙種危険物取扱者免状を保有する者等に受験資格を認めるとともに、規定の再整理を行う。（規則 § 53の3、受験資格告示関係）

(3) 運搬容器の基準の見直し

規制改革要望を踏まえ、いわゆるフレキシブルコンテナで運搬が可能な危険物の範囲を拡大する。（告示 § 68の2の2 関係）

3. 施行期日等

2 (1) (3) は平成19年10月1日から、上記2 (2) は平成20年4月1日から、施行する。なお、既設の給油ノズルに係る技術基準について、平成19年11月30日までの間は従前の例によることとする。（改正規則附則 § 2 関係）